

平成26年6月30日

経済産業省からの電気用品安全法に基づく行政処分について

平素は当社商品をご愛用いただき、誠にありがとうございます。

さて、先般、当社は経済産業省より、当社が平成13年度以降に輸入及び販売した電気用品1,623品目（＊）について、電気用品安全法（以下「法」という。）に規定する技術基準不適合等の違反が確認されたため、法第11条の規定に基づく改善命令及び法第12条の規定に基づく表示の禁止とともに、商務流通保安審議官名で厳重注意を受け、違反の改善状況について定期的に報告すること等の指導を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、今回の「行政処分」を真摯に受け止め、電気用品の輸入契約の決裁に際しては、法令が遵守されていることを証する書類の具備の状況をチェックするを導入して、再発防止に努めておりますので、何卒ご理解いただき、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社をご愛顧いただいておりますお客様をはじめ、関係者の皆様方には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

コーナン商事株式会社

記

1. 法令違反の内容

- ①法第3条（届出）：3品目（＊）
- ②法第5条（変更届出）：797品目（＊）
- ③法第8条第1項（基準適合義務）：88品目（＊）
- ④法第8条第2項（自主検査）：1,015品目（＊）
- ⑤法第9条第1項（適合性検査）：319品目（＊）
- ⑥法第10条第2項（表示）：257品目（＊）

2. 行政処分及び行政指導の内容

（1）改善命令

法第8条第1項違反に関して、法第11条の規定に基づき、以下の措置をとるべきことを命じられました。

- 電気用品を輸入するにあたり、法第8条第1項の規定を遵守するための業務改善措置を策定し、これを社内に周知徹底するとともに、当該改善措置の実施を確保するための体制を設けること。
- 策定した業務改善措置について、平成26年7月31日までに報告するとともに、その実施状況について今後1年間、定期的に報告すること。

(2) 表示の禁止

法第8条第2項又は第9条第1項違反に関して、型式ごとに違反の程度に応じて、1か月間（198品目（*））又は3か月間（752品目（*））、法第10条第1項の規定により表示を付することを禁止されました。

(3) 厳重注意

今後、同様の事態が発生しないよう、電気用品安全法の理解を深めるとともに、法令を遵守するための体制整備等、改善措置を徹底するよう厳重注意を受けました。また、違反が確認された電気用品については、違反状態が改善されるまで販売を停止するとともに、以下の事項について報告するよう指導されました。

- 法第8条第1項に関して、技術基準への適合状況が確認できなかったものについて、速やかに技術基準への適合状況を確認して、その結果について、定期的に報告すること。
- 法第3条、法第5条、法第8条第2項、法第9条第1項、法第10条第2項並びに第27条第1項違反の改善状況について、定期的に報告すること。

（*）経済産業省の区分に基づきます。

【この件に関するお問合せは、コールセンターまで】

0120-171-657（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時～午後8時（土・日・祝も受付いたします）